

理事の職務権限に関する規程

第1条（目的）

本規程は、特定非営利活動法人 EPO（以下「法人」という）の理事の職務及び権限を、定款に基づき明確化し、法人運営の適正かつ円滑な遂行を図ることを目的とする。

第2条（法的根拠）

理事の職務及び権限は、特定非営利活動促進法（以下「法」という）、法人定款及び本規程による。

第3条（理事の基本的職務）

1. 理事は、理事会を構成し、法人の業務を執行する。
2. 理事は、定款及び理事会の議決に基づき業務を遂行しなければならない。
3. 理事は、法人の信用と社会的責任を十分に認識し、善管注意義務と忠実義務をもって職務を行う。

第4条（理事長の職務及び権限）

1. 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。
2. 理事長は、法人の事業計画、予算、決算を総括し、総会及び理事会に諮る。
3. 理事長は、理事会の決議に基づき法人を統括し、必要に応じて法人の意思を外部に代表する。
4. 理事長は、緊急を要する場合、理事会に諮ることなく業務を執行できる。ただし、その場合は速やかに理事会へ報告し承認を得なければならない。

第5条（副理事長の職務及び権限）

1. 副理事長は、理事長を補佐し、その業務の円滑な遂行を支援する。
2. 理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

第6条（理事の職務及び権限）

1. 理事は、理事長を補佐するとともに、理事会を通じて法人の業務を執行する。
2. 理事は、法人の事業計画の立案、事業運営の監督、財務状況の把握及び職員の管理体制整備に関与する。
3. 理事は、担当分野（児童発達支援センター、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等）において、業務の適正な執行を確認し、必要な改善を理事会に提案する。

第7条（理事会の権限）

理事会は、定款に定めるとおり、法人の業務執行に関する最終的な意思決定機関であり、次の事項を議決する。

1. 総会に付議すべき事項
2. 総会の議決事項の執行に関する事項
3. その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第8条（責任）

1. 理事は、法人及び利用者の利益を最優先し、誠実に職務を遂行する責任を負う。
2. 理事が法令又は定款に違反し、又は職務を怠った場合は、法人に対して損害賠償責任を負う。
3. 理事は、在任中及び退任後においても、法人及び利用者の秘密を漏洩してはならない。

第9条（委任）

理事は、理事会の議決に基づき、法人運営に関する権限の一部を施設長、管理者その他の職員に委任することができる。ただし、最終的な責任は理事に帰属する。

第10条（補則）

本規程に定めのない事項については、定款及び理事会の決議による。

附則

この規程は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。